

令和7年度保育料（利用料）について

【保育料の算定について】

保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として同一生計の父母の市町村民税額の合計額によって算定します。4月分から8月分は前年度、9月分から翌年3月分は当該年度の市町村民税額に基づいて決定し、4月分から8月分までは4月上旬、9月分から翌年3月分は9月上旬に保護者の方に通知します。

保育所等の利用月	市町村民税該当年度
4月から8月まで	令和6年度市町村民税額 ※令和5年中の収入等に基づくもの
9月から翌年3月まで	令和7年度市町村民税額 ※令和6年中の収入等に基づくもの

【保育料の軽減について】

次のいずれかに該当する場合、保育料が軽減されます。該当する世帯で届け出ていない場合は、支給認定の変更申請手続きを行ってください。（該当しなくなった場合も届け出が必要です。）

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- ・在宅障害児（者）のいる世帯
- ・生活保護法による被保護世帯、またはこれに準ずる世帯

【保育料の減免について】

次のいずれかに該当し、保育料を納付することが著しく困難と認められる場合は、申請により保育料が減免される場合があります。該当する場合は、福祉課児童係へご相談ください。

- ・疾病、失業、退職、休業その他本人の意思に反するやむを得ない事情により、扶養義務者の収入が著しく減少したとき
- ・火災、風水害等の災害により、児童が當時居住する家屋等に著しく損害を受けたとき
- ・感染症等により入院、通院治療するために児童が長期欠席したとき
- ・その他特別な事情があると認められるとき

【保育料の変更について】

次のような場合には、保育料が変更となる場合がありますので、必ず福祉課児童係へご相談ください。内容により、支給認定の変更申請が必要な場合があります。

- ・市町村民税額や世帯構成に変更（婚姻、離婚、祖父母等と同居・別居など）があった場合
- ・保育を必要とする事由、必要量、期間等に変更があった場合
 - 就労先・就労時間・就労場所等の変更、退職、産前産後休業・育児休業の取得、復職
 - 求職活動中の方で就労先が決まった
 - 就学中の方で時間や期間に変更があった
 - 疾病・怪我・障害の方で主治医の意見書に記載された内容に変更があった
 - 介護・看護中の方で介護時間等の変更があった

など

【保育料の納付先・納付方法について】

施設等区分	納付先	納付方法
大竹保育所、小方認定こども園	大竹市	口座振替または納付書
私立保育所	大竹市	口座振替または納付書
私立の認定こども園、小規模保育事業所等	施設	各施設が定める方法
大竹市外の公立の保育所、認定こども園等	施設が所在する市町村	各市町村が定める方法

○納付先が大竹市の方の納付方法

口座振替または納付書により納めていただきます。

(1) 口座振替（決定通知書に金融機関名等の記載がある場合）

決定通知書に記載の金融機関から、各納期限日に引き落とされます。残高の確認をお願いします。

(2) 納付書による納付

同封の納付書を使用し、各納期限日までに金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン等の電子機器による決済サービス、大竹市役所または各支所でお納めください。納付場所については、納付書裏面をご確認ください。

◎大竹市への保育料の納付は、口座振替をご利用ください。手続きに日数を要しますので、口座振替開始までの間は、納付書により金融機関等でお納めください。

口座振替の登録は、下記の金融機関の窓口で申し込み手続きができます。申し込みの際は、通帳またはキャッシュカードと金融機関届出印をご持参ください。市外の窓口で手続きされる場合は、「大竹市口座振替依頼書」をお送りしますので、福祉課児童係へご連絡ください。

また、市役所税務課収納係（4番窓口）でも口座振替の登録ができます（広島銀行、広島県信用漁業協同組合連合会を除く。）。手続きには、キャッシュカード、本人確認書類、委任状（口座名義人以外の方が手続する場合）、暗証番号が必要です。

- | | | |
|--------|---------|-----------------|
| ・四国銀行 | ・西京銀行 | ・広島農業協同組合 |
| ・広島銀行 | ・広島信用金庫 | ・広島県信用漁業協同組合連合会 |
| ・山口銀行 | ・中国労働金庫 | ・ゆうちょ銀行及び郵便局 |
| ・もみじ銀行 | | |

○納付先が大竹市以外の方の納付方法

各納付先が定める方法により納めていただきます。詳細は、各納付先にご確認ください。